

子育てのための施設等利用給付認定申請書

広島市長 広島市 福祉事務所長		提出日		令和 年 月 日	
子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり申請します。 申請保護者以外の者に関するについては、その者の同意を得て、記入・提出しました。なお、申請後、提出した書類の内容に変更があった場合は、速やかにその内容を届け出ます。 また、この申請(届出)において、次のことに同意します。 ・子育てのための施設等利用給付認定をするため、市長又は福祉事務所長が必要と認める場合には、私と私の属する世帯員(この申請書に記載されている者)に関する市民税課税状況を課税資料により確認されること、ひとり親家庭等医療費補助、児童手当、児童扶養手当の受給状況等に関する情報を関係機関に確認されること。 ・生計を一にしているが住民票が別世帯になっている世帯の代表者から、その世帯全員の市民税課税状況を課税資料により確認されること、ひとり親家庭等医療費補助、児童手当、児童扶養手当の受給状況等に関する情報を関係機関に確認されること。					
		認定開始希望日(施設等利用開始日)		令和 年 月 日	
申請保護者 (認定を受ける保護者)	住所(〒 -) 電話番号 自宅(- -) 連絡先(父)携帯(- -) (母)携帯(- -)		大字 丁目 番 号		
	広島市 区				
	ふりがな 氏名		申請こどもとの続柄 ()		
(ふりがな) 氏 名		続柄	生年月日	性別	利用施設名
こども申請			平成・令和 ・	男・女	施設所在区 (区)
	本人				
認定区分(注1)	☐ 1号(保育の必要性がなく、教育部分のみ) ※1号の場合、以下の項目の記入、添付書類の提出は不要です。 ☐ 2号(保育の必要性があり、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(いわゆる年少、年中、年長クラス)) ☐ 3号(保育の必要性があり、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(いわゆる0～2歳児クラス))				
生計を一にする別世帯の世帯主(代表者) ※裏面2参照	住所(〒 -) 電話番号 自宅 携帯(- -)		大字 丁目 番 号		
	広島市 区				
	ふりがな 氏名		申請こどもとの続柄 ()		
家族の状況 (注2)		(申請保護者)	大正・昭和・平成・令和 ・	きょうだい等の状況 (申請こどもの認定時点の状況を記入)	
			大正・昭和・平成・令和 ・	同居・別居の別	学年 施設名・学校名等
			大正・昭和・平成・令和 ・	同居・別居	
			大正・昭和・平成・令和 ・	同居・別居	
			大正・昭和・平成・令和 ・	同居・別居	
			大正・昭和・平成・令和 ・	同居・別居	
			大正・昭和・平成・令和 ・	同居・別居	
			大正・昭和・平成・令和 ・	同居・別居	
保育を必要とする理由	父	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病、障害等 ☐ 介護、看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他			
	母	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病、障害等 ☐ 介護、看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他			
認定区分で3号を希望する場合、認定を受けることができるのは、市町村民税非課税世帯に該当する場合のみです。該当する場合は、右記の□にチェックをし、以下を記入してください。			☐ 市町村民税非課税世帯に該当		
(注3)【申請保護者】 年1月1日の住所地		☐ 広島市 ☐ その他()			
(注3)【申請保護者の配偶者】 年1月1日の住所地		☐ 広島市 ☐ その他()			
(注1) 2号又は3号を希望する場合、保育を必要とする理由を証明するための書類を添付してください。(裏面3参照) (注2) 同居の家族全員を記入してください。また、生計を一にする別居のきょうだい、養子等も年齢にかかわらず記入してください。 (注3) 認定区分で3号を希望する場合、市町村民税非課税世帯の確認をするため、1～8月の認定については、認定の前年1月1日について記入してください。 9～12月の認定については、認定の当年1月1日について記入してください。 前年(当年)1月1日現在、広島市以外に居住されている場合は、広島市以外で市町村民税が課税されますので、市町村民税が非課税であることの確認のため、 該当年度の市町村民税の税額が確認できる証明書類の添付が必要です。(裏面4参照)					
広島市受付					

1 子育てのための施設等利用給付認定申請書の提出に当たっての注意事項

- ・この申請書は、申請することも1人につき1枚ずつ提出してください。同一世帯から2人以上のこどもが同時に申請を行う場合は、それぞれのこどもにつき1枚ずつ用紙を用いてください。
- ・認定(利用)希望日時時点で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合や、教育・保育給付において2号又は3号認定を受けているこどもでもあって、当該こどもに係る施設型給付費等の支給を受けている場合は、本認定の申請はできません。
- ・子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- ・申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
- ・子ども・子育て支援法第30条の11の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- ・新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- ・偽りの申請をした場合は、認定を取り消すことがあります。

2 「生計を一にする別世帯の世帯主(代表者)」の記入内容

「同居しているが住民票を別にしている祖父母等」「単身赴任等で別居している父もしくは母」などについて記入してください。該当がない場合は記入不要です。

※ 父母の市町村民税が非課税などの場合、同居している祖父母の市町村民税額で、市町村民税非課税世帯に該当するかを判断する場合があります。

3 保育を必要とする理由を証明するための書類

事由	証明するための書類
就労	就労証明書 ※1か月間で30時間以上就労していること
妊娠・出産	母子手帳の写し(表紙と出産予定日がわかるページの写し)
疾病、障害等	医師の診断書、身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し
介護、看護	介護・看護申立書及び介護・看護を受ける方の診断書など
災害復旧	申立書(罹災証明がある場合は証明書等)
求職活動	求職活動状況申立書
就学	在学証明書など

- ※ 令和7年4月1日以降は、就労時間の下限を変更し、「1か月で48時間以上就労していること」となります。
- ※ このほかにも、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。
- ※ ひとり親世帯の場合は、世帯状況を確認するための書類として、ひとり親家庭等医療受給者証の写し・児童扶養手当の証書等の写し、遺族基礎年金の証書の写し、戸籍全部事項証明書の原本(住民票不可)などを添付してください。

※ 就労証明書、介護・看護申立書、求職活動状況申立書の様式は、市ホームページに掲載しています。

4 市町村民税の税額が確認できる証明書の添付について

申請こどもと同一生計の父母及び同居の祖父母等につき、それぞれの人ごとに必要です。なお、同一生計とは、原則として同一の住居に居住し、生計を共にしている場合です。

※ 広島市で該当年度の市民税が課税されている場合は、広島市に課税情報があるため、市民税額が確認できるものの提出は不要です。市民税額の確認に同意されない方は、表面の同意文を抹消のうえ、市民税額が確認できるものを添付してください。

また、広島市外に住所を有していたが広島市で課税されている場合は、その旨を申し立てください。
市町村民税が課税されない方で、税法上の扶養(例:控除対象配偶者)となっている方に関しても、課税されていないことが確認できる書類が必要です。

※ 4～8月は前年度、9月～3月は当年度の課税額の判定がされます。

5 個人情報の取扱いに関する確認事項

認定に関して収集した情報については、認定及び施設等利用費の支給に必要な範囲でのみ使用し、利用目的を遂行するために業務を委託する場合及び本人の同意を得た場合を除き、第三者には提供しません。

※施設記載欄

受付年月日	令和 年 月 日	入園(予定)日	令和 年 月 日入園(予定)
施設名			
備考			

この申請書は広島市居住者用です。保護者から申請書を受領した施設におかれましては、上記を記入の上、広島市が指定する提出先に提出していただきますようお願いいたします。

※広島市記載欄

認定証番号		認定日	令和 年 月 日
入所施設名(施設記載欄と異なる場合)		認定不可の場合 その理由	
認定(利用)期間	令和 年 月 日 から		☐ 令和 年 月 日 まで ☐ 就学前
備考			